

審査庁：大野城市長 井本 宗司

諮問番号：令和7年度諮問第4号（令和7年8月21日諮問）

答申番号：令和7年度答申第1号（令和8年2月24日答申）

事件名：令和6年12月27日付け公文書部分開示決定処分に対する行政不服審査請求
事件

答申書

審査庁大野城市長井本宗司（以下「審査庁」という。）から令和7年8月21日付けで諮問書の提出があった事件（令和7年度諮問第4号。以下「本件諮問事件」という。）について、次のとおり答申する。

第1 当審査会の結論

処分庁（大野城市長井本宗司（すこやか福祉部健康課））が、令和6年12月27日付け公文書部分開示決定処分により不開示情報とした部分のうち、「概要（症状・徴候・臨床経過・診断・検査等）」における「発熱、倦怠感等、新型コロナウイルスワクチンの副作用に伴う症状等」については、開示すべきである。

第2 事実について

本件諮問事件に係る行政不服審査請求（事件番号 大行審第506004号、事件名 令和6年12月27日付け公文書部分開示決定処分に対する行政不服審査請求事件。以下「本件審査請求」という。）に係る事実は、次のとおりである。

- 1 令和6年12月25日、審査請求人が処分庁にFAXで、大野城市情報公開条例（平成16年条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「予防接種後副反応疑い報告書（コロナワクチンに限る）」（以下「本件文書」という。）に係る開示請求書を提出し、同日、処分庁はこれを受理した。
- 2 令和6年12月27日、処分庁は、本件文書について、条例第7条第2号に規定する不開示情報（個人に関する情報であって、個人の権利利益を害するおそれがあるもの）が記録されていることを理由として部分開示を決定（以下「本件処分」という。）し、同日付けで審査請求人に対し、条例第11条第1項の規定による通知を行った。
- 3 令和7年2月18日、審査請求人は、本件処分の取消しを求め、審査庁に本件審査請求を提起した。

第3 審理関係人の主張の要旨

本件審査請求に係る審理関係人の主張の要旨は、次のとおりである。

- 1 審査請求人の主張の要旨
(1) 主張の趣旨

本件処分の取消しを求める。

(2) 理由

次に掲げる理由により、本件処分の取消しを求める。

ア 処分庁は、本件文書に記載された医師名や被接種者名を、条例第7条第2号（個人に関する情報であって、個人の権利利益を害するおそれがあるもの）に該当するとして、部分開示と決定した。

しかしながら、医師名はコロナワクチンの副反応等に詳しい医師を見つけるために必要な情報であり、また、被接種者名は副反応の状況等について情報交換することによってワクチンの良否を知るために必要な情報である。

よって、条例第7条第2号イ（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）に該当するため、本件文書の全部開示を求める。

イ 本件文書の部分開示の決定は、個人の特定に結びつくことを理由とするものと思料するが、個人のプライバシー権の保護は、審査請求人の知る権利に劣後する。また、当該個人に対し開示について問い合わせた上で処分を決すればよく、本件処分はその手続に不備がある。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 主張

本件審査請求の棄却を求める。

(2) 理由

次に掲げる理由により、本件審査請求は棄却されるべきである。

ア 審査請求人は、実施機関が不開示情報と判断した個人に関する情報（「患者（被接種者）氏名又はイニシャル」、「患者（被接種者）生年月日」、「報告者氏名」、「接種場所」、「予診票での留意点」、「概要（症状・徴候・臨床経過・診断・検査等）」及び「入院の病院名」。以下、「本件不開示情報」という。）は、条例第7条第2号イに掲げる例外規定（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）に該当する旨を主張する。

しかし、本件文書には、患者（被接種者）の症状、医師等の処置・治療内容や所見、被接種者の病歴が記載されており、カルテ（診療録）に記載される情報と同等の情報である。個々の症例を公にすることが、直接的に人の生命、健康等を保護することにつながるとは考えられず、公にすることにより害されるおそれがある個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るとは認められない。本件文書を全部開示する必要性と正当性は認められないことから、条例第7条第2号イに掲げる例外規定に該当しない。

イ 審査請求人は、本件不開示情報は、公にする必要がある貴重な情報である旨を主張する。

しかし、前記アに記載のとおり、個々の症例を公にすることが、直接的に人の生命、健康等を保護することにつながるとは考えられず、公にすることにより害されるおそれがある個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るとは認められないことから、条例第9条に規定する公益上特に必要があると認めるときには該当しない。

また、不開示の決定を行ったものであるため、条例第14条第2項第1号に規定する不開示情報を開示する場合に行わなければならない第三者保護に関する手続は不要であり、事務は適正である。

ウ 審査請求人は、患者（被接種者）に開示するかどうかを問合せた上で処分を決すればよく、手続の不備がある旨を主張する。

しかし、前記アに記載のとおり、本件不開示情報は、その決定に疑いの余地が無いと判断するため、同条同項に基づき当該第三者に意見書を求める必要性は無く、手続上の不備は無い。

3 第3の2に対する審査請求人の反論書の概要

- (1) 「症状、ロット番号、接種日時、接種場所」は、公開することによる利益及び知る権利の優位性から全面開示すべきである。また、審査請求人はこれらの情報から接種した患者を特定する意思も能力もない。
- (2) 「接種医師、主治医、報告者」は、知る権利の優位性から開示すべきである。非開示はかえって適切な医療を行わなかったから非開示としたとの疑惑を招き、これらの者の利益も反することになる。
- (3) 「接種者の住所、氏名」は、接種した患者に氏名等の開示を求める者がいることを通知した上、同意がある場合に開示すべきと思料する。
- (4) 情報公開審査会の答申内容について、接種者の氏名、住所以外は全て開示すること及び、以下の事項についての勧告の付与を予備的に請求する。
 - ア 接種者の住所、氏名は、接種した患者に氏名等の開示を求める者がいることを通知した上、同意があれば開示すること。
 - イ 全国的に未曾有のワクチン被害が生じていることに鑑み、大野城市においても「予防接種健康被害調査委員会」を設置すること。
 - ウ 健康被害救済申請に遺漏なきを期するため、これまでの予防接種後副反応疑い報告書の接種者、報告者にその写しを送付すること。
- (5) 春日市、太宰府市等近隣自治体との開示内容の相違点について、処分庁の弁明を要する。
- (6) 患者の知る権利は行政の無作為を補充するものであり、口頭意見陳述において、処分庁からの弁明を聞きたい。

4 審査請求人及び補佐人の口頭意見陳述における追加の主張の概要

(1) 審査請求人の主張

ア 開示については、全部開示ではなく、審査請求人が他の自治体から開示請求により開示された内容と同程度であればよい。ただし、その場合は、市が患者や病院にアクセスして病状やワクチンとの関係について詳しい調査を行うことが必要である旨、情報公開審査会が答申することを求める。

イ 「予防接種健康被害調査委員会」が、市職員を派遣するといった方法により一件一件調査するといった幅広い疫学調査を行うことを求める。

ウ 今後同様の事態が生じた際に被害者を迅速に救済するため、予防接種後副反応疑い報告書の写しを接種者本人に対し遅滞なく送付する旨の条例及び関係規則を早急に制定することを求める。

(2) 補佐人の主張

ア 患者の氏名以外は開示を求める。

イ 患者が接種したワクチンロット番号を基に、健康であるかの調査を行うことを求める。

ウ 予防接種後副反応疑い報告書の内容を匿名とした上で集約し、一般公開するよう求める。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- 1 令和7年8月21日 審査庁からの諮問書の提出
- 2 令和7年10月1日 第1回審議
- 3 令和7年11月26日 第2回審議
- 4 令和8年1月16日 口頭意見陳述会及び第3回審議
- 5 令和8年2月20日 第4回審議

第5 当審査会の判断

当審査会が、「第1 当審査会の結論」のとおり判断する理由は、次のとおりである。

- 1 条例第7条第2号に掲げる不開示情報（個人に関する情報）の該当性について

同号は、不開示情報（個人に関する情報）の要件を規定したものであり、個人に関する情報がみだりに公にされないことがないよう、「特定の個人を識別できるもの」は不開示とすることを定めるとともに、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」についても不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、本件不開示情報が同号に該当するか否かを以下のとおり検討した。

- (1) 「患者（被接種者）氏名又はイニシャル」及び「報告者氏名」については、特定の個人を識別することができるものであるため、同号に該当する。
- (2) 「患者（被接種者）生年月日」、「接種場所」及び「入院の病院名」については、本件文書の開示情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別される可能性がある情報であり、同号に該当する。
- (3) 「予診票での留意点」については、身体状態、病歴及び治療内容等、他人にみだりに知られたくないセンシティブな情報が記載されており、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報である。また、特定の個人を識別できない場合であっても、当該情報と他の情報とを照らし合わせることで個人が特定され、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報である。以上の理由から、同号に該当する。
- (4) 「概要（症状・徴候・臨床経過・診断・検査等）」については、「発熱、倦怠感等、新型コロナウイルスワクチンの副作用に伴う症状等」は、特定の個人を識別することはできないため、同号には該当しない。一方、「患者の基礎疾患名及びこれに起因する症状等」については、前記(3)と同様に、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、同号に該当する。

2 条例第7条第2号イに掲げる例外規定の該当性について

同規定は、同号に規定する不開示情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報である場合は、不開示にできない旨を定めている。

審査請求人は、本件不開示情報が開示されることで、医療情報に詳しい医師を見つけたり、被接種者が相互に連絡を取り合いワクチンの良否を知ったりすることができるかと主張している。

一方、医療に関する個人情報是非常にセンシティブな情報であり、個人が特定されることで人権侵害や差別が起こる可能性も踏まえ、慎重に対応すべきである。また、当該情報を公開することで、必ずしも審査請求人の主張が達成されるとは考えられない。

したがって、公にすることにより害されるおそれがある個人の権利利益よりも、人の生命、健康等を保護する必要性が上回るとは認められず、条例第7条第2号イに掲げる例外規定には該当しない。

3 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の該当性について

同条は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該公文書を開示することができる旨を定めている。

前記（第5 - 2）のとおり、本件不開示情報を公にすることが、直接的に人の生命、健康等を保護することにつながるとは考えられないことから、条例第9条に規定する公益上特に必要があると認めるときには該当しない。

4 条例第14条第1項（任意の第三者保護に関する手続）の該当性について

審査請求人は、患者（被接種者）に開示するかどうかを問合せた上で処分を決すればよく、手続の不備がある旨を主張しているため、任意の第三者保護に関する手続について検討した。

条例第14条第1項において、「実施機関は、第三者に関する情報の開示決定を判断するに当たって、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができる。」旨、規定する。

本件文書は不開示の決定を行ったものであるため、開示する場合に行わなければならない第三者保護に関する手続は不要であり、事務上不備はない。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張しているが、当審査会は開示請求に関する審査請求や情報公開制度の運営について調査審議し答申を行う機関であり、審査請求人のその他の主張は当審査会で議論及び決定するものではない。

第6 結論

以上により、第1 当審査会の結論のとおり、本件審査請求は一部認容すべきと判断する。

令和8年2月24日

大野城市情報公開審査会

会長 道山 治延

副会長 富山 敦

委員 大谷 美咲

委員 徳永 達哉

委員 櫛田 久代